

3 区域変更により「260-2」を 053-101 号線の道路区域とした経過

平成 17 年 12 月 9 日付け神奈川県開発審査会の裁決のなかで、「市有地 260-2 は、道路法の道路ではないだけでなく、現状では道路状にもなっておらず、また将来道路になることについて具体的に示されてもいない」とされ、接道要件適合性の判断において、法第 33 条第 1 項第 2 号（開発の許可基準のうち接道に関する規定）の要件を満たしていないとする判断の大きな要因となった。

その後、平成 18 年 11 月 29 日に道路法第 18 条第 1 項に基づく 053-101 号線への区域変更を行ったが 260-2 の道路法の位置付けや区域変更（道路法の道路区域とする手続）を行うに至った事実経過を調査した。

1 事実経過

昭和 39 年 10 月 12 日	市有財産評価審査会への諮問
昭和 39 年 12 月 5 日 ～昭和 41 年頃まで	道路用地（行政財産）として取得 現在の 053-101 号線を防護する石積みを施工
平成 15 年 10 月 9 日	原告（一私人）より境界確定の訴え提起
平成 16 年 9 月 27 日	手続基準条例に基づく事前相談において道路区域外であることを確認
平成 18 年 11 月 22 日	境界確定裁判 判決（東京高等裁判所一市側の全面勝訴）
平成 18 年 11 月 24 日	裁判結果報告及び区域変更による 053-101 号線への編入の趣旨決裁
平成 18 年 11 月 28 日	道路法第 18 条第 1 項に基づく 053-101 号線の区域変更決裁
平成 18 年 11 月 29 日	道路区域変更 告示

2 意見陳述及びヒアリング等の内容

区域変更により「260-2」を 053-101 号線の道路区域とした経過について、関係書類では確認できなかった点を、当時の道水路管理課長から平成 19 年 5 月 11 日に意見陳述を、同年 6 月 25 日にヒアリングを実施した。

(1) 市有地 260-2 について

- ・都市計画道路の整備に伴う道路保護のために石積みを築造する用地として、本市が昭和 39 年に買収により取得したものである。
- ・昭和 39 年の用地取得以来、道路保護のための施設が築造されている用地として一貫して管理しており、特定の目的を持つ行政財産である。

- ・道路法第2条の道路の定義によれば、一般交通の用に供する道路、その道路と一体となって効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとするとしてされており、当該石積みについては道路法上の道路である。

(2) 昭和39年以降区域変更がなされていなかった理由

- ・道水路管理課において過去の担当職員に確認を行ったが、区域変更の手続が行われていないことの経過、理由については不明であった。本来は、もっと前に道路法第18条の手続をしておかなければならなかった。

(3) 平成18年11月に区域変更をした理由

- ・260-2の位置をめぐる、平成15年から本市と一私人との間で境界確定請求事件として、争いがあった。
- ・引継ぎ時に、係争中の土地については、この係争の判決の結果による影響を考慮し、直ちに道路法第18条第1項による区域変更の手続を行い得ないとの説明を受けた。
- ・その後、2度目の開発行為の許可処分に対する審査請求に伴い、再々弁明(P116)の作成の過程において、前判決において道路でないと指摘されたことを踏まえ、260-2の公共施設としての位置付けを明確にするため、道路法の最終処理予定である道路の区域変更について再々弁明書に記載し、神奈川県開発審査会に通知しておく必要があるとのアドバイスを、顧問弁護士から受けた。
- ・道路法第18条に基づく区域変更の手続のタイミング、再々弁明書への区域変更の手続の記載等については、顧問弁護士との協議によるアドバイスを受けて行ったものであり、平成18年6月8日付の審査請求(2度目)の提起に伴う再々弁明書の中で、係争中の境界確定請求事件の高等裁判所の判決の内容を確認し、速やかに道路法の手続を行う旨の説明をしている。
- ・平成18年11月22日 東京高等裁判所第12民事部824号法廷において、境界確定請求事件の判決があり、実質的な最終審(最高裁判所への上告理由は、民事事件及び行政事件においては憲法違反、法が列挙した重大な手続違反に限られることから)での本市の全面的な勝訴となったことから、趣旨決裁に基づき道路法の区域変更の手続を行った。

以上のことから次の内容が確認された。

- 昭和39年当時から道路法第18条に規定する区域変更が行われていない理由については、不明であること。本来は、当時すべきであったこと。

- 平成 15 年から境界確定請求事件として、争いがあった。係争中の土地については、東京高等裁判所の判決に至るまで、訴訟中であることを理由に道路法第 18 条第 1 項による区域変更の手続を控えていたこと。
- 平成 18 年 11 月の区域変更については、「裁決において道路でないと指摘されたことを踏まえ、260-2 の公共施設としての位置付けを明確にする必要がある」、との顧問弁護士からのアドバイスを受けたものであり、時期についても、境界確定控訴事件の判決に伴い手続を行うよう、顧問弁護士からアドバイスを受けていた。
(道路法第 18 条に基づく区域変更の手続のタイミング、再々弁明書への区域変更の手続の記載等については、顧問弁護士との協議によるアドバイスを受けて行った。)